

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う地域包括支援センター運営事業の実施状況について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う、地域包括支援センター運営事業の取扱いについて、下記のとおり報告いたします。

※2020年度第2回の運営協議会で報告させていただいた以降の分となります。

1 【2021年1月7日～2月7日】

国で1月7日から2月7日までを対象期間とする緊急事態宣言を発出したことを受け、地域包括支援センター運営事業の取扱いを次のとおりとしました。

- (1) 地域包括支援センター主催の講座やイベントは全て中止。
- (2) 市民等からの各種相談は、窓口対応・訪問対応を含め、十分な感染対策を講じた上で通常通りの実施。
- (3) あんしん相談室は、相談業務のみとし、地域への開放（不特定多数の方が滞在したり交流したりする、いわゆる「サロン」利用）は行わない。

2 【2021年1月7日～3月7日】

国が発出した緊急事態宣言について、3月7日まで延長する発表を受け、上記（1）～（3）の取扱いを3月7日まで継続することとしました。

3 【2021年1月7日～3月21日】

国が発出した緊急事態宣言について、更に3月21日まで延長する発表を受け、上記（1）～（3）の取扱いを3月21日まで継続することとしました。

4 【2021年3月22日～3月31日】

国で3月21日をもって緊急事態宣言を解除したことに伴い、地域包括支援センター主催の講座やイベントを再開することとしました。

ただし、町田市では、市が所管する施設の全体的な取扱いとして、国の緊急事態宣言が3月21日に解除された場合でも、施設の休止等に関する現在の取扱いを3月31日まで継続することとしたため、あんしん相談室の地域への開放（いわゆる「サロン」利用）は3月31日まで中止としました。

5 【2021年4月1日～4月11日】

4月1日以降は、引き続き、感染対策に留意して各種業務の実施にあたることとし、あんしん相談室の地域への開放（いわゆる「サロン」利用）を含め、通常どおりの運営としました。

6 【2021年4月12日～4月24日】

国の新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の適用を鑑み、4月12日から地域包括支援センター主催の講座・イベントを20時以降は行わないこととしました。

7 【2021年4月25日～5月11日】

国で4月25日から5月11日までを対象期間とする緊急事態宣言を発出したことを受け、地域包括支援センター運営事業の取扱いを次のとおりとしました。

- (1) 地域包括支援センター主催の講座やイベントは全て中止。
- (2) 一方、市民等からの各種相談は、窓口対応・訪問対応を含め、十分な感染対策を講じた上で通常通りの実施。
- (3) あんしん相談室は、相談業務のみとし、地域への開放（不特定多数の方が滞在したり交流したりする、いわゆる「サロン」利用）は行わない。

8 【2021年4月25日～5月31日】

国が発出した緊急事態宣言について、5月31日まで延長する発表を受け、上記（1）～（3）の取扱いを5月31日まで継続することとしました。